

ガス水道局を西側に移転、現在の局舎を市長部局に？

—市庁舎の再編を検討—

市は、昨年8月の火災で木田第2庁舎が使用不能となったことなどから、市庁舎の再編の検討を開始しました。具体的には、ガス水道局を春日謙信交流館南側に新築する庁舎に移転し、現在の局舎を市長部局の執務スペースとして確保するというものです。

市は、再編に当たっての基本方針を、次の通りとしています。

- 木田第1庁舎を基幹庁舎として位置付け、長寿命化を図りつつ、目標使用年数である80年(2059年)の使用を図る。
- 地域性や施設管理上の必要性などの個別の要件がある場合を除き、必要な行政

機能は、可能な限り木田第1及び第3庁舎並びに徒歩圏内にある施設等に配置する。

- 市民のプライバシー保護及びユニバーサルデザイン指針に配慮し、市民が訪れやすい、利用しやすい、相談しやすい環境を整える。
- 職員1人当たりの執務スペースの増加、会議室や課内ミーティングスペースの配置など、職員の執務環境を改善する。
- 行政組織及び職員の配置は、部局長のマネジメント及び部内連携を確保するため、部局の単位を基本とする。
- 庁舎再編の具体的手法の検討に当たっては、費用対効果や目標使用年数を踏ま

えた将来のコスト及び配置を考慮する。
● 新たな土地の購入は、木田庁舎周辺にまとまった遊休地がないことや、取得に時間がかかることなどから、原則として検討に含めない。

これらのうち、「必要な行政機能は木田の徒歩圏内に配置する」としている点は、合併で市域が広くなり、行政機能の分散が求められている中、果たして妥当な姿勢でしょうか。

いずれにしても、行政庁舎は日常の市民生活に大きく関わるものであるだけに、市民の意見をとこ

と聞きながら、丁寧な議論を重ねた上で結論を出すべきです。



ガス水道局庁舎(手前は新局舎建設計画地)

具体的要望項目紹介 その3

前回に引き続き、日本共産党議員団の「予算等の要望」の具体的項目を紹介します。

7. 基幹産業である農業の振興や中小企業の振興をはじめとした地域産業の活性化のために

- (1) 計画されている「上越市中小企業振興基本条例」の制定では、実行性・実効性を確保できる条例として、「産業振興会議」の設置など具体的ニーズに対応する仕組、行政トップの責任、予算の確保を明文化すること。
- (2) 住宅リフォーム促進事業及び商店向けリニューアル費用助成事業を継続するとともに、市民要望を踏まえて改善を図ること。
- (3) 「ものづくり振興センター」の体制を強化するとともに、中小企業がかか

える様々な経営課題の解決や、産学連携の活用等の支援を行う部署を創設すること。

- (4) 農家に対して、下落した米価の補てんを行うとともに、所得保障のための施策を実施すること。
 - (5) 上越市食糧農業農村基本条例に基づき、規模の大小にかかわらず、意欲のある農業者が安心して生産できる条件を保障すること。
 - (6) 畜産農家・園芸農家への支援を引き続き強化すること。
 - (7) 農業労働災害が多発していることに鑑み、対策を抜本的に強化すること。
 - (8) イノシシ、カモシカなどの鳥獣被害への対策をいっそう強めること。
8. だれもが安心して働ける「正規雇用が当たり前の社会づくり」のために

- (1) 「上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、安定した雇用の確保を重要な柱に位置付け、格差解消を図ること。
- (2) ブラック企業の実態を調査し、その結果を市民に公表すること。
- (3) 市が補助金を出している誘致企業はもちろん、

市内の企業に対して、非正規労働者の正社員化を働きかけるなど、安定した雇用のための施策を講じること。

- (4) 市民サービスを十分担えるよう、恒常的に業務に従事している非正規職員は正規職に転換すること。また、保育士、放課後児童クラブ指導員などすべての非正規職員の待遇を抜本的に改善すること。
 - (5) 指定管理者制度による契約施設の労働者実態調査を行い、雇用の安定化と労働条件の切り下げ防止を図ること。
 - (6) 「公契約条例」を制定し、公共工事・公共サービスを受注した企業で働く労働者の賃金を保障すること。
 - (7) 障がい者の雇用促進に特に力を入れること。
9. 市民生活中心の予算づくりのために
- (1) 木田庁舎及び各区総合事務所のあり方の検討にあたっては、市民サービスの充実、各区総合事務所の機能充実の観点で再検討すること。
 - (2) 「公の施設の再配置」計画を見直し、市民が利用している施設は行政が責任を持って維持継続すること。
 - (3) 市の公共施設の利用料を当面一昨年9月30日以前の水準に戻し、さらに、市民サービスの向上を図る立場で

引き下げること。

- (4) (仮称)上越市体操アリーナの必要性を再検討し、市民合意が得られない限り建設を凍結すること。
10. 利便性が高く持続可能な公共交通づくりのために
- (1) 並行在来線が将来にわたって安定的に経営できるようにするため、全国鉄道を維持することを前提に、JRの役割と関与を具体的に明確にすること。また、重大な災害や事故の補償と大規模修理・修繕に対する国の財政支援の仕組を明確にすることなどを趣旨とする「並行在来線の経営が成り立つ新たな法律」を制定することを国に求めること。
 - (2) えちごトキめき鉄道(株)による鉄道経営において、市民の日常の足がこれまで通り維持され、利便性が確保されるよう、日常的な働きかけを継続すること。当面、次の点の改善が図られるようにすること。
 - ① 朝の通学時間帯の直江津高田間の混雑を解消するための施策を講じること。
 - ② 初乗り料金発生による事実上の値上げへの抜本的対策を講じること。
 - (3) 信越本線(特に柿崎～柏崎間)の強風

対策を引き続きJRに求めること。

- (4) 当市と県都とを結ぶJR信越線のダイヤ改善および使いやすい切符等の改善をJRに要望すること。
- (5) ほくほく線の存続、活性化に向けた働きかけ、取組を一層強めること。また、ほくほく線の全列車について、黒井駅に停車できるようにすること、上越妙高駅まで乗り入れることができるようにすること、車両にトイレを設置することの3点を関係各部署に強く働きかけること。
- (6) 上越妙高駅の利便性向上について
 - ① 2階自由通路にトイレを設置すること
 - ② イベント開催時、西口広場に仮設トイレを含めたトイレの充実を図ること。
- (7) 高田駅に西口を整備すること。
- (8) 市内のバス交通への支援を強め、高齢者等の利便性の向上を引き続き図ること、また、郊外の施設へのバス路線を充実させ、イベントなどの際には増便または臨時便を運行すること。
- (9) 高田郵便局の駐車場の改善を当局に求め、付近の交通渋滞の緩和と市民の安全な通行を確保すること。
- (10) 高田駅前空間の有効な活用について、雪国の交通の特性と市民の利便性を考慮して見直しを図ること。

日本共産党上越市議員団ニュース

No. 578 2018年1月28日

連 橋爪 法一 090-5392-1961 (吉川区代石)
 絡 橋本 正幸 080-1980-9855 (三和区鴨井)
 先 上野 公悦 090-7260-9407 (頸城区中柳町)
 平良木哲也 090-1808-6919 (上中田)